



宿泊療養・自宅療養のレセプト請求

～COVID-19の公費請求～

令和 2年11月

診療報酬サポートチームMSG

有限会社メディカルサポートシステムズ

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会

神奈川県支部副支部長

認定医業経営コンサルタント第5590号

細谷 邦夫

COVID-19の公費の基本原則

- ◆ 感染症法の法別28を用いる
 - ▶ 外来診療と宿泊療養・自宅療養とは番号が違う
 - ▶ 例)東京都中央区
 - 外来診療 28130292 9999996
 - 宿泊療養・自宅療養 28136802 9999996
- ◆ 対象となる診療報酬も違う
 - ▶ 外来診療
 - ▶ PCR等の検査実施料と検査判断料のみ
 - 患者自己負担無し
 - ▶ 初・再診料や院内トリアージ実施料、診療情報提供料などは通常の保険請求
 - 患者自己負担が発生する
 - ▶ 宿泊療養・自宅療養
 - ▶ 医師が必要と認めたCOVID-19関連の治療は公費対象
 - 都道府県の独自助成であるため、必ず都道府県若しくは医師会にご確認ください。

COVID-19の公費の対象範囲(宿泊療養・自宅療養)

◆ 対象範囲

▶ 宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等

- ▶ 神奈川県の場合、各保健所(保健所設置市含む)の対象者は、就業制限通知書を発行した者

◆ 対象となる医療

▶ 宿泊療養又は自宅療養の対象となった方が受けた医療

▶ 宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療

- ▶ 療養の認定前や解除後に実施した医療は対象外

▶ 新型コロナウイルス感染症に係る医療

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関するものではない医療や感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象外
- ▶ 宿泊療養又は自宅療養の解除するために実施するPCR検査の自己負担額についても対象

COVID-19の公費番号(外来)



	公費負担者番号	受給者番号		公費負担者番号	受給者番号
千代田区	28130193	99999996	品川区	28130995	99999996
中央区	28130292	99999996	目黒区	28131092	99999996
港区	28130391	99999996	大田区	28131191	99999996
新宿区	28130490	99999996	世田谷区	28131290	99999996
文京区	28130599	99999996	渋谷区	28131399	99999996
台東区	28130698	99999996	中野区	28131498	99999996
墨田区	28130797	99999996	杉並区	28131597	99999996
江東区	28130896	99999996	豊島区	28131696	99999996
横浜市	28141505	99999996	川崎市	28142505	99999996
さいたま市	28111508	99999996	川越市	28112506	99999996
千葉市	28121507	99999996	船橋市	28122505	99999996

COVID-19の公費番号(宿泊療養・自宅療養)



	公費負担者番号	受給者番号		公費負担者番号	受給者番号
東京都	2 8 1 3 6 8 0 2	9 9 9 9 9 9 6	埼玉県	2 8 1 1 0 6 0 9	9 9 9 9 9 9 6
神奈川県	2 8 1 4 0 6 0 6	9 9 9 9 9 9 6	千葉県	2 8 1 2 0 6 0 8	9 9 9 9 9 9 6

◆ 各自治体の公費番号等は下記を参照

▶ https://www.ssk.or.jp/oshirase/covid-19.files/k_sonota_r020513_1.pdf

◆ レセプトの記載など基本的な考え方は下記を参照

▶ <http://www.medsus.jp/topnews.cgi?id=1605862911>

ご視聴ありがとうございました



診療報酬研究会著の診療報酬マニュアルがじほう社より刊行されました。

『患者さんと共有できる

外来点数マニュアル2020年度版』